

沖縄県警察建設工事一般競争入札参加資格委員会設置要綱の制定について

発出年月日：平成19年9月25日

文書番号：沖例規会1

公表範囲：全文

改正 平成25.3 沖例規務4

沖縄県警察本部における建設工事の適正な発注及び円滑な実施を図るため、「沖縄県警察建設工事一般競争入札参加資格委員会設置要綱」を別添のとおり制定し、平成19年10月1日から実施することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

別添

沖縄県警察建設工事一般競争入札参加資格委員会設置要綱

(設置)

第1条 沖縄県警察本部(以下「警察本部」という。)において実施する建設工事に係る一般競争入札参加者の資格の有無の確認等を行うため、警察本部に沖縄県警察本部建設工事一般競争入札参加資格委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、警務部長をもって充てる。

3 委員は、一般施設工事にあつては別表第1に掲げる職にある者を、交通安全施設工事にあつては別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

(任務)

第3条 委員会は、入札参加者の参加資格要件の適否、入札参加者からのヒアリングの実施の決定、参加資格がないと認めた者への理由の説明等警察本部において実施する建設工事の一般競争入札に係る入札参加資格に関し必要な事項の審議を行うものとする。

(運営)

第4条 委員会は、委員長が招集し、会務を総理する。

2 委員長に事故がある場合又は委員長が欠けた場合は、警務部会計課長がその職務を代行する。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、警務部会計課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成25年3月26日沖例規務第4号)

別表第1(第2条関係)

警務部会計課長
警務部会計課次席
警務部会計課施設指導官
警務部会計課課長補佐(管財・営繕担当)

別表第2(第2条関係)

警務部会計課長
交通部交通規制課長
警務部会計課次席
交通部交通規制課次席
警務部会計課施設指導官
交通部交通規制課交通管制官
警務部会計課課長補佐(管財・営繕担当)
交通部交通規制課課長補佐(管制担当)
交通部交通規制課課長補佐(安全施設担当)